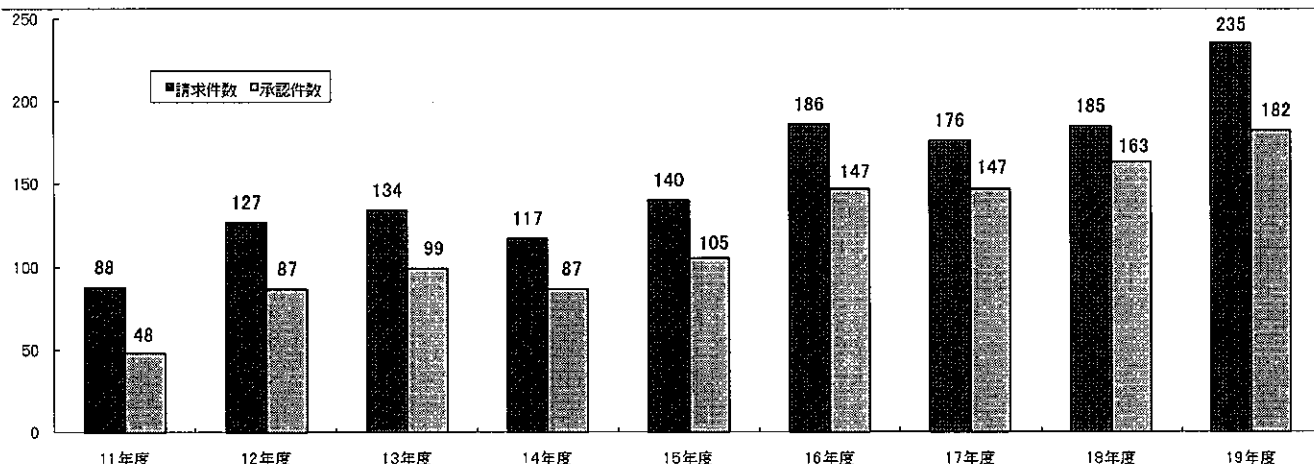


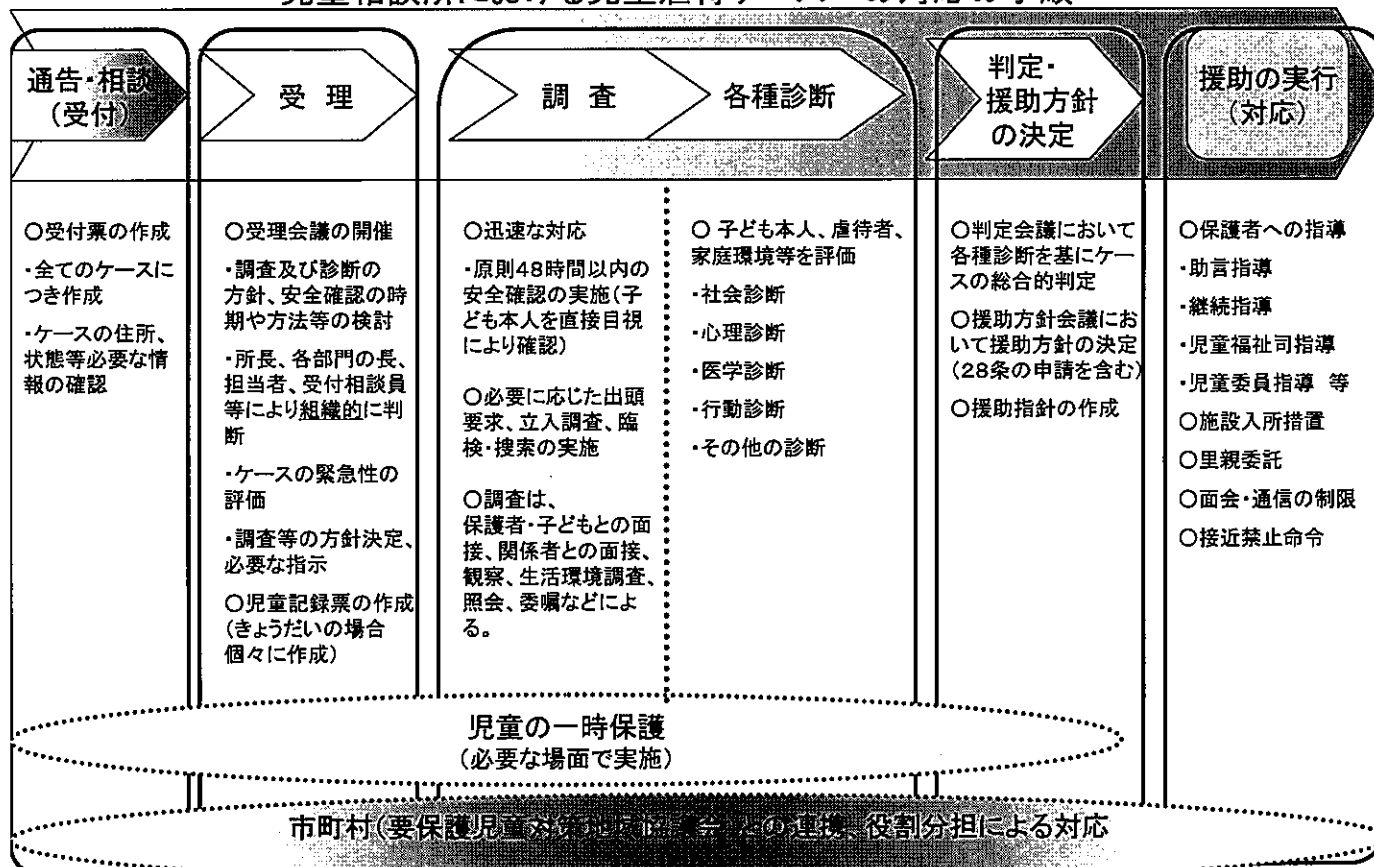
児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の6(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求)の件数

○ 平成19年度における28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は235件、承認件数は182件であり、年々承認件数が増加している。

	事項	28条による施設入所措置の 承認申立	33条の6による親権喪失宣告 の請求
平成17年度	請求件数	176	2
	承認件数	147 (84%)	2
平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1

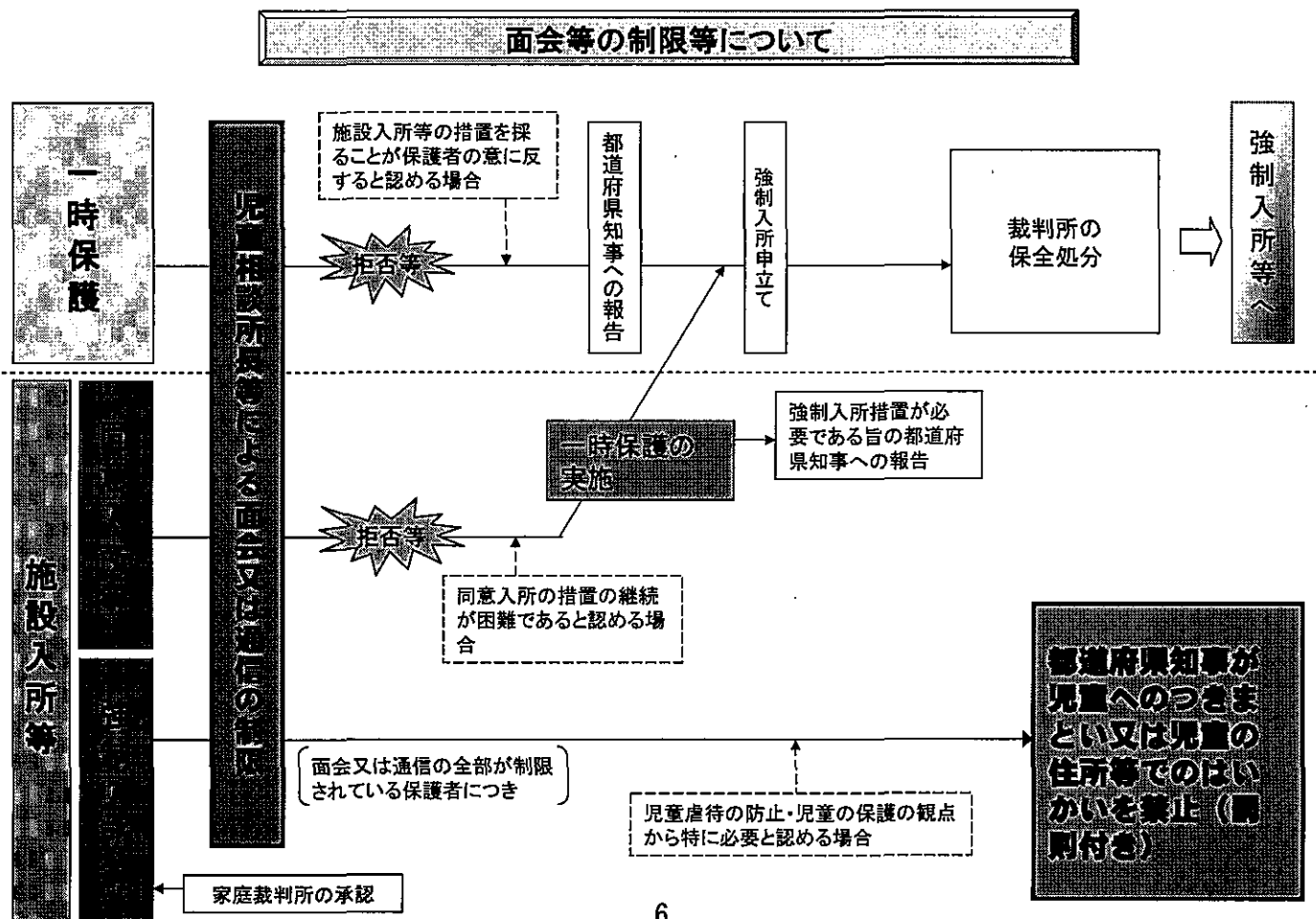


児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
一時保護 ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
同意入所等 ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
強制入所等 ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 ＋ 接近禁止命令（罰則あり）



児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 20 年 1 月～12 月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件並びに特別家事審判規則 18 条の 2 による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 20 年 1 月から同年 12 月までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、資料 1、資料 8、資料 13 及び資料 14 については、司法統計に基づいている。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

なお、従前は 4 月から翌年 3 月までの 1 年間を対象としていたが、今回から対象期間を 1 月から 12 月までの 1 年間に変更した。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

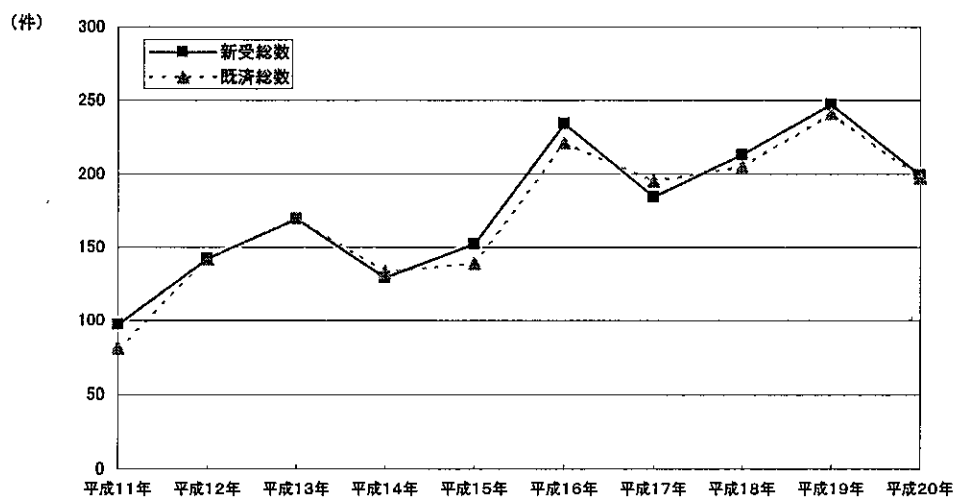
1 事件数の動向（資料１）

司法統計によれば、平成２０年の児童福祉法２８条１項事件の新受件数は、１９９件であった。

（資料１）児童福祉法２８条１項事件の新受・既済件数推移

	新受総数	既済総数	既済の内訳			
			認容	却下	取下げ	その他
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0
平成20年	199	197	169	3	25	0

※ 平成20年の数値は、速報値である。



2 事件処理の実情

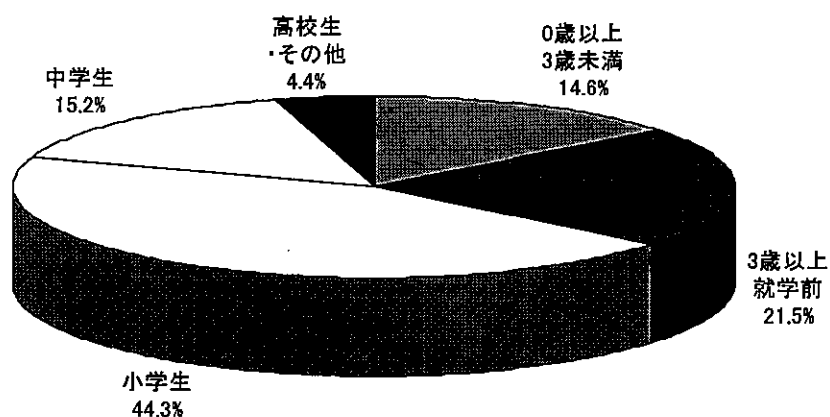
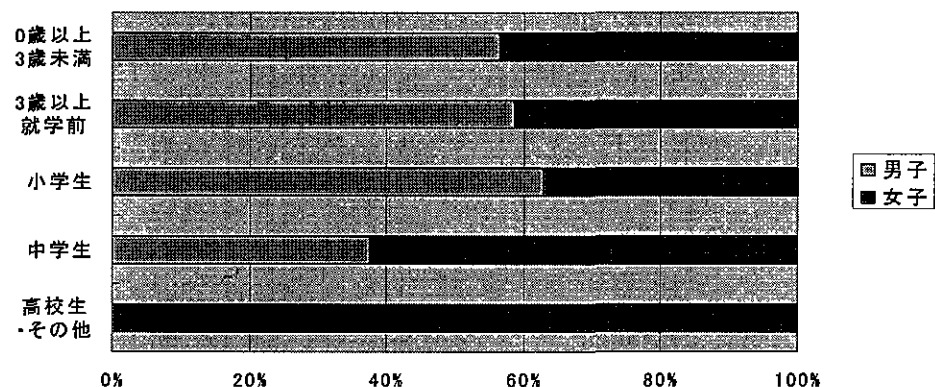
平成２０年１月から同年１２月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法２８条１項事件１９７件のうち、当局で把握した１５８件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料2）

- 対象となった児童の男女比は、男子が54.4%，女子が45.6%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が14.6%，3歳以上就学前の児童が21.5%，小学生が44.3%，中学生が15.2%，高校生・その他が4.4%となっている。

（資料2）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	13	20	44	9	0	86	54.4%
女子	10	14	26	15	7	72	45.6%
合計	23	34	70	24	7	158	100.0%



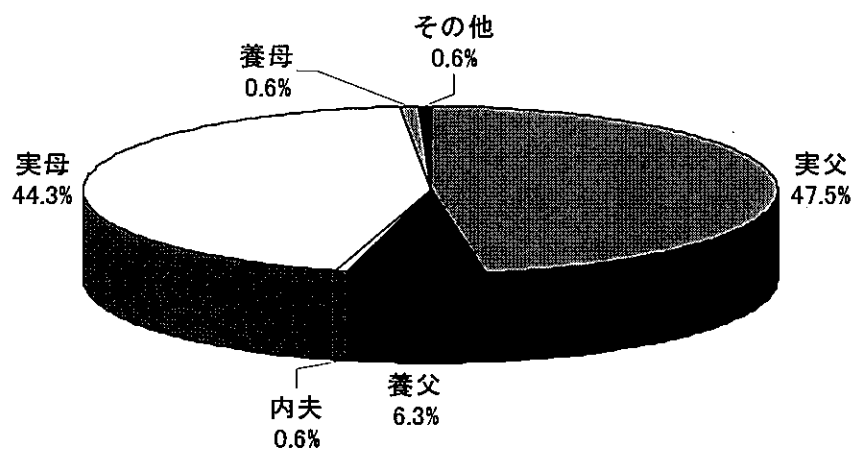
(2) 主たる虐待者別件数（資料3）

○ 主たる虐待者は、実父が47.5%、実母が44.3%となっている。

※ 「主たる虐待者」とは、1つの事件において、対象となった児童を主に虐待した者である。

（資料3）主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	75	10	0	1	70	1	0	0	1	158



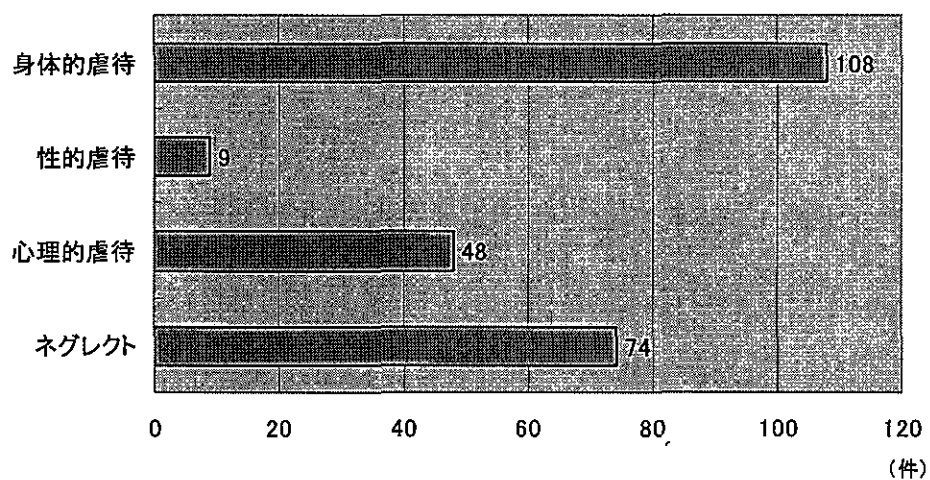
(3) 虐待の態様別件数（資料４）

○ 虐待の態様は，身体的虐待が１０８件，性的虐待が９件，心理的虐待が４８件，ネグレクトが７４件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。

（資料４）虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	108	9	48	74	239



(4) 終局区分別件数（資料５）

○ 終局区分は、認容が91.8％，却下が1.9％，取下げが6.3％となっている。

（資料５）終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	145	3	10	158

